

印西市中小企業資金融資制度のご案内

(R 7. 4. 1)

融資対象	市内で1年以上同一の事業を営んでいる中小企業者の 設備資金 1,500万円以内(7年以内) 運転資金 1,000万円以内(5年以内) 特別小口事業資金 500万円以内(5年以内)
融資期間	3年以内 2.3% 5年以内 2.5% 7年以内 2.9%
保証料	千葉県信用保証協会の定めによる(年0.45%から1.90%の9段階)
利子補給率	返済実績に応じ2.0%を補給
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 ※保証協会の定めるところによる。
担保	原則として不要 ※保証協会・金融機関が必要とするときは、この限りではない。
返済方法	分割返済・一括返済
取扱金融機関	千葉銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、千葉興業銀行 ※印西市を管轄する支店での取り扱いとなります。

※融資利率・保証料は金融情勢等により変動する場合があります。

【申込の主な条件】

- 1 市内で1年以上同一の事業を継続して営んでいる中小企業者で、事業上の資金を必要とする方。(法人は本店の法人登記を印西市にしている、個人は住民登録を印西市にしている)
- 2 市民税又は固定資産税を課せられている者で、市税を完納していること。
- 3 連帯保証人は県内在住者であること。

※その他条件の詳細は印西市中小企業資金融資条例及び同施行規則をご覧ください(印西市ホームページ掲載)。

特別小口の場合

上記の申し込みの条件にすべて該当し、かつ次の条件を満たす方

- 1 小規模企業者〔従業員20人(商業、サービス業は5人)以下〕で、事業上の資金を必要とする方。※宿泊業、娯楽業は20人以下。
- 2 当該小規模企業者で個人の場合は、源泉徴収以外の所得割の税額があり納期完納していること。

※ 特別小口事業資金は他の資金との併用はできません。

【その他の条件】

- 1 設備資金については、市内に設置され使用するものに限ります。
なお、車両購入の場合は、業務に必要なもので貨物自動車や特殊自動車、バス等を除き、車両本体価格が300万円以下のものに限ります。
- 2 営業の許認可が必要な業種については、許認可後1年を経過していること。

【注意事項等】

●企業規模

中小企業信用保険法に定める中小企業者が対象となります。従業員数・資本金のいずれかに該当すればよいことになっています。

業種	資本金	従業員数
製造業（運送業・建設業を含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

●対象外業種またはご利用になれない方

農林漁業・金融保険業・宗教法人・その他保証協会において不適当と認める業種等。

●上手な借入れの仕方

- ・申込まれてから融資が実行されるまでの間に、千葉県信用保証協会の審査及び市の中小企業資金運営委員会に諮問（500万円以下の場合は書面審査のみ）しますので、約1か月から2か月を要します。適切な資金計画を立て、余裕を持って申し込みましょう。
- ・適切な事業計画と借入金の返済計画を立てましょう。
- ・伝票等、各種書類を整理しておきましょう。

●信用保証について

本融資制度は千葉県信用保証協会の保証を得られることが条件となりますので、保証料が必要です。（経営状況に応じ、年0.45%から1.90%）

●資金の併用について

特別小口事業資金は、他の資金との併用はできません。

【申請から融資まで】

- ①申請→取扱金融機関へ ※取扱金融機関から市へ申請（市から保証協会へ依頼）
- ②審査→保証協会から市へ保証可否通知
- ③通知→市から金融機関へ保証可否通知
- ④融資→金融機関との融資手続き（保証可の場合）

☆ 書類提出先

取扱金融機関

☆ 問い合わせ

印西市経済振興課商工振興係 TEL 0476-33-4483

【申込書類チェックリスト】

	個人	法人	必 要 書 類	チ ッ ク	備 考
1	◆	◆	印西市中小企業資金融資申込書		印西市中小企業資金 融資条例施行規則 第1号様式
2	◆	◆	信用保証委託申込書		千葉県信用保証協会様式
3	◆	◆	信用保証委託契約書（後日提出）		千葉県信用保証協会様式
4	◆	◆	信用保証依頼書		千葉県信用保証協会様式
5	◆	◆	個人情報の取扱いに関する同意書		千葉県信用保証協会様式
6	◆	◆	申込人（企業）概要		千葉県信用保証協会様式
7	◆	◆	「保証協会団信」加入意思確認書		千葉県信用保証協会様式
8	◆	◆	委任状		印西市中小企業資金 融資条例施行規則 第4号様式
9		◆	決算報告書の写し（直近2期分）		
10	◆		確定申告書の写し（直近2期分）		
11	◆	◆	残高試算表（前期決算より6か月以上経過の場合）		
12		◆	登記簿謄本		法務局
13	◆	◆	住民票（代表者）		市民課
14		◆	印鑑登録証明書（会社）		法務局
15	◆	◆	印鑑登録証明書（代表者・連帯保証人）		市民課
16	◆	◆	土地・家屋の固定資産評価証明書（会社・代表者・連帯保証人）		課税課
17	◆	◆	営業許可書の写し（許認可の必要な業種の場合）		
18	◆	◆	宣誓書（飲食業・軽微な工事のみをする建設業・不動産業）		千葉県信用保証協会様式
19	◆	◆	受注明細書（受注工事・受注生産を行う業種）		千葉県信用保証協会様式
20	◆	◆	設備資金の場合、見積書・図面・カタログ等		
21	◆	◆	前年度および当該年度（納期到来分）の市税（市民税、固定資産税、都市計画税）の納税証明書（会社・代表者・連帯保証人）		納税課
22	◆	◆	その他必要な書類（必要な場合に、その都度指示します）		

特別小口資金を申請する個人の場合は、上記のほかに次の書類が必要です。

23	◆	◆	所得税の納税証明書（その1・納税額証明用。申込み前1年以内に納期があったもの。予定納税を含む）		税務署
----	---	---	---	--	-----

※◆印の書類が申込時に必要な書類です。（各1部提出）

※法人登記簿謄本・印鑑証明書などの証明書類は、原本を提出すること。